
海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果 (令和 5 年度実績)

法に基づく地域計画の策定、地域連携

1. 地域計画策定状況（法第14条）
2. 計画取組状況のモニタリング指標
3. 協議会設置状況（法第15条）
4. 推進員委嘱・推進団体指定状況（法第16条）

海洋ごみ対策の個別施策（調査、発生抑制、回収処理）

5. 海洋ごみ発生状況・原因の調査実施状況（法第22条）
6. 土地の所有者等への助言・指導（法第24条）
7. 民間団体等との連携（法第25条）
8. 漁業者の協力による海洋ごみ回収・処理の推進体制（法第25条）
9. 発生抑制対策（法第23条、第26条、第27条）
10. 地方公共団体間の連携
11. 補助金によって得られた効果

海洋プラスチック問題等に関する各都道府県の方針と課題

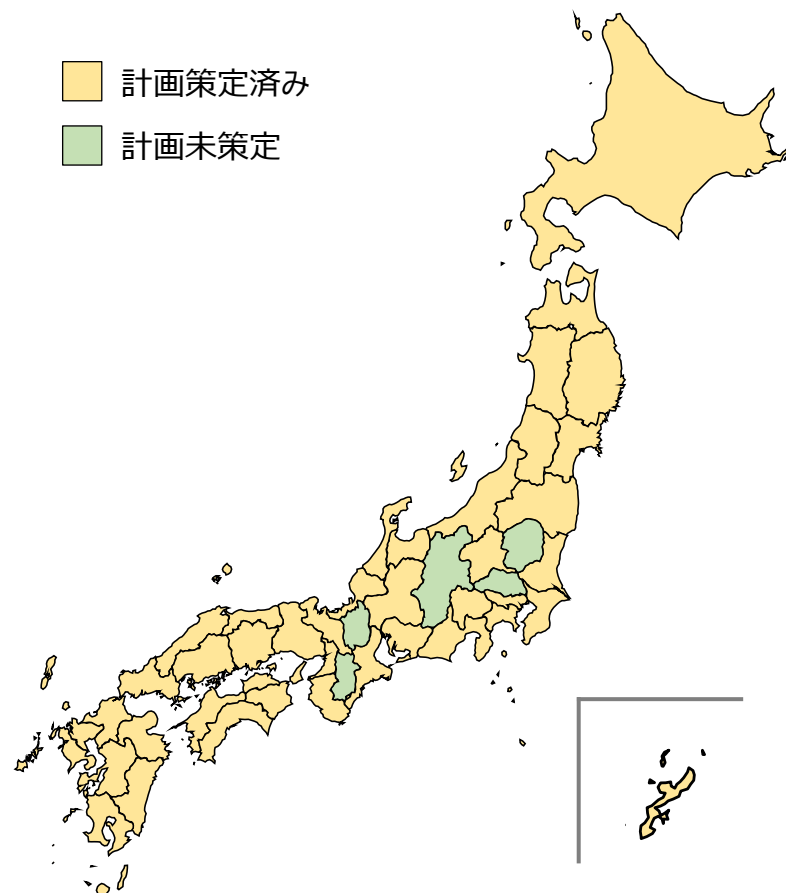
12. 方針、計画、ビジョン、宣言等の策定・改定状況
13. 各都道府県からの課題、提案、要望

法に基づく地域計画の策定、地域連携

1. 地域計画策定状況（法第14条）

- 地域計画を策定済みの都道府県は42都道府県であった（令和4年度：42都道府県）。このうち3県は令和5年度に改定を行い、12都県は今後の改定を見込んでいた。
- 地域計画の策定予定がない理由には、主に内陸県であることが挙げられた。

策定状況	都道府県数・都道府県名	
策定済み	42	計画改定済み：22 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、島根県、山口県、愛媛県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 改定予定あり：12 群馬県、東京都、富山県、山梨県、岐阜県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、大分県 改定予定なし：8 福島県、茨城県、静岡県、兵庫県、鳥取県、徳島県、高知県、長崎県
策定中	0	—
未策定	5	策定予定なし：5 栃木県、埼玉県、長野県、滋賀県、奈良県
計	47	



2. 計画取組状況のモニタリング指標

- 地域計画において、取組状況のモニタリング指標を定めている都道府県は11府県であった（令和4年度：8府県）。
- 主な指標は回収に関するもの（回数、回収率、参加者数）や目視調査による海岸清潔度、計画策定や発生抑制対策等の実施に関するものであった。

地域計画におけるモニタリング指標の設定状況

都道府県	指標	数値目標	進捗管理の手法
秋田県	計画期間中に、海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数	25市町村	海岸管理者及び市町村は、年度ごとに海岸漂着物等の改修・処理及び発生抑制に係る普及啓発の実施状況を県に報告
山形県	水辺の散乱ごみの指標評価手法による海岸清潔度	海岸清潔度のランクを平成23年度春期より1ランク以上高める	年2回海岸清潔度モニタリング調査を実施
群馬県	指標・数値目標は県環境基本計画と同一（発生抑制対策や環境学習等に関する15指標）	指標・数値目標は県環境基本計画と同一	県環境基本計画の進捗状況調査を毎年実施
	指標・数値目標は県循環型社会づくり推進計画と同一（尾瀬ごみ持ち帰り運動実施回数）	指標・数値目標は県循環型社会づくり推進計画と同一	県循環型社会づくり推進計画の進捗状況調査を毎年実施

2. 計画取組状況のモニタリング指標

都道府県	指標	数値目標	進捗管理の手法
神奈川県	海岸漂着物の処理量	なし	経年推移の把握
	海岸清掃ボランティア参加者数		
	海岸漂着物の組成		
富山県	海岸の清潔保持のための利用シーズン前の回収作業回数	2回以上	富山県海岸漂着物対策推進協議会にて進捗状況を確認
	大量漂着時の回収作業率	100%	
	海岸清掃に取り組む団体数	120団体	
	環境美化活動の参加者数	13万人	
	学びの場づくり (学びの場への参加人数)	15千人 (R3～R7累計)	
	海岸漂着物の発生源の認知度	60%	
	県内の海岸の好感度 (県内の海岸を美しく誇れるものと思っている人の割合)	75%	
	漂着物調査による環境教育	1,200人	

2. 計画取組状況のモニタリング指標

都道府県	指標	数値目標	進捗管理の手法
岐阜県	散乱ごみの状況	—	県内全域の散乱ごみの散乱状況を調査（５年度毎）
	清掃活動の状況	—	環境美化活動の実施件数と参加人数を調査（毎年度） 見える化ページに登録された清掃活動の参加人数及び回収個数を調査（毎年度）
	地域住民に対する意識調査	—	県民に対し海洋ごみの発生源に関する認知度調査を実施（３年度毎にモニター実施）
大阪府	指標海岸における清潔度	—	清潔度指標の測定
	府民の行動変容の状況	—	アンケート等
	計画に基づく取組の実施状況	—	美化活動への参加人数やごみの回収量等
広島県	各重点区域における「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」に基づく評価ランク	減少傾向	広島県海岸漂着物実態調査
	海岸清掃参加人数	平成28年度を基準に増加傾向	市町や住民団体等の清掃活動状況の集約

2. 計画取組状況のモニタリング指標

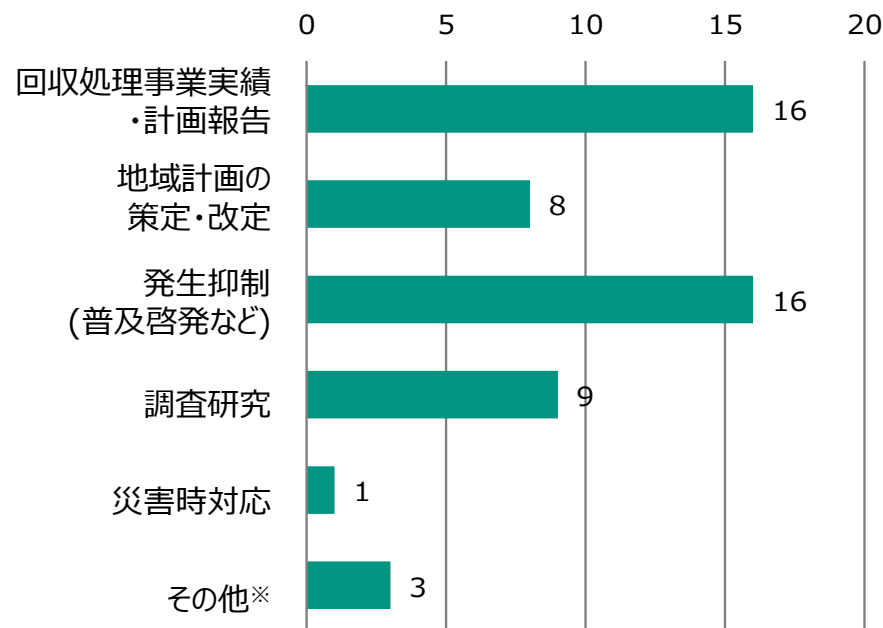
都道府県	指標	数値目標	進捗管理の手法
香川県	香川県方式の海底堆積ごみ等回収・処理システム実施漁協数	令和 7 年度までに25漁協	—
	県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」参加者数	令和 7 年度までに累計 302,500人	
	海岸漂着物対策活動推進員の委嘱人数	令和 7 年度までに20人	
愛媛県	海岸漂着物の状況・季節変化・経年変化等	未設定	海岸管理者等が年 4 回（季節毎）モニタリングをし、「水辺の散乱ごみの指標評価手法」等により対策の効果等を評価
大分県	組成調査による人口ごみの量の現状と目標値	令和 7 年度 0.44m ³	令和 2 年度より毎年実施している漂着ごみ組成実態調査の結果から計算
	海岸清掃参加者数の現状と目標値	令和 7 年度 27,500人	市町村や漁協、ボランティア団体に毎年実績を報告してもらい集計

3. 協議会設置状況（法第15条）

- 協議会を組織済みの都道府県は26道府県、他の組織で対応している都道府県は5県であった（令和4年度：組織済み27道府県、他の組織で対応4県）。
- 構成員は、国、市区町村、業界団体、学識経験者が多く見られた。また、構成員に市区町村を含む18道府県のうち、17道府県で内陸市区町村の参加（一部参加含む）が見られた。

設置状況	都道府県数・都道府県名	
組織済み	26	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
組織予定あり	1	東京都
検討中	2	宮城県、兵庫県
他の組織で対応	5	神奈川県、山梨県、岡山県、広島県、高知県
組織予定なし	13	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、静岡県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県
計	47	

協議会における協議事項（道府県数、複数回答あり）



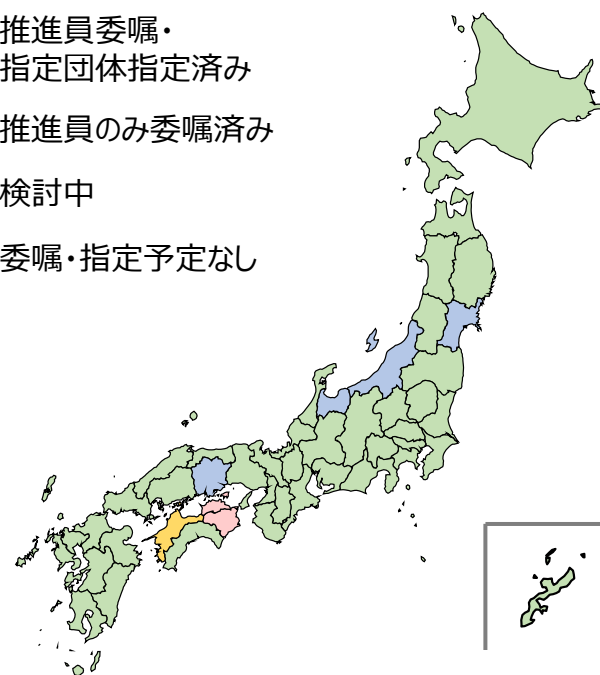
※その他：有事の際の関係機関との連携確認（北海道）
イワシなどの魚類大量漂着時の対応（青森県）
海洋ごみ対策の最新の動向について（山口県）

4. 推進員委嘱・推進団体指定状況（法第16条）

- 推進員及び推進団体を委嘱・指定済みの都道府県は1県、推進員のみを委嘱済みの都道府県は2県であった（令和4年度：2県）。
- 委嘱・指定予定がない理由には、「必要性がない」、「既存の取組がある」が多く見られた。

委嘱・指定状況	都道府県数・都道府県名	
委嘱・指定済	1	愛媛県
推進員のみ委嘱	2	徳島県、香川県
検討中	4	宮城県、新潟県、富山県、岡山県
委嘱・指定予定なし	40	必要性がない：18 北海道、青森県、秋田県、福島県、茨城県、千葉県、福井県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県 既存の取組がある：12 岩手県、山形県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、鳥取県、広島県、高知県、長崎県、熊本県、大分県 内陸県のため：8 栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県 その他※：2 福岡県、沖縄県
計	47	

- 推進員委嘱・指定団体指定済み
- 推進員のみ委嘱済み
- 検討中
- 委嘱・指定予定なし



※ その他：

- 海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者の把握が困難であるため
- 海岸漂着物対策に特化した推進員の委嘱の費用対効果を検討した結果、他の事業と比較して優先度が低い
- 委嘱実施の必要性や実施方法・評価基準等の検討が必要であるため

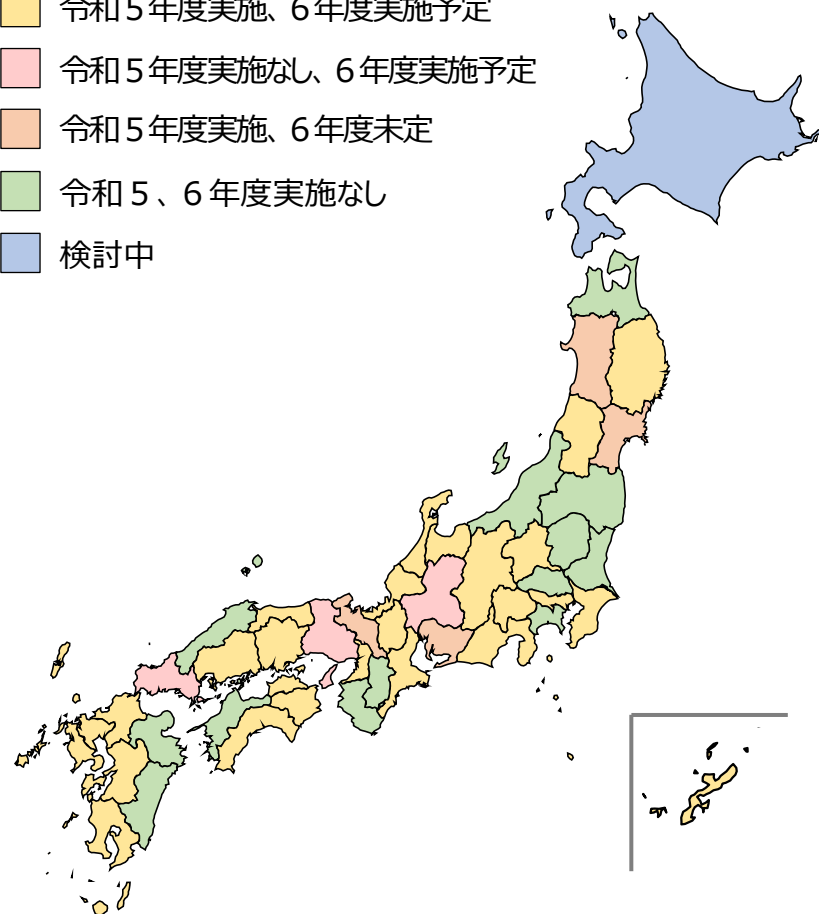
海洋ごみ対策の個別施策 (調査、発生抑制、回収処理)

5. 海洋ごみ発生状況・原因の調査実施状況（法第22条）

- 令和5年度に調査（「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づく調査を除く）を実施した都道府県は30都道府県であった（令和4年度：28都道府県）。
- 令和6年度に調査の実施を予定している都道府県は29都道府県であった。

実施状況	都道府県数・都道府県名	
令和5年度に実施し、令和6年度も実施予定	26	岩手県、山形県、群馬県、千葉県、東京都、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、大阪府、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
令和5年度に実施せず、令和6年度に実施予定	3	岐阜県、兵庫県、山口県
令和5年度に実施し、令和6年度は未定	4	宮城県、秋田県、愛知県、京都府
実施なし	13	青森県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、神奈川県、新潟県、奈良県、和歌山県、島根県、愛媛県、大分県、宮崎県
検討中	1	北海道
計	47	

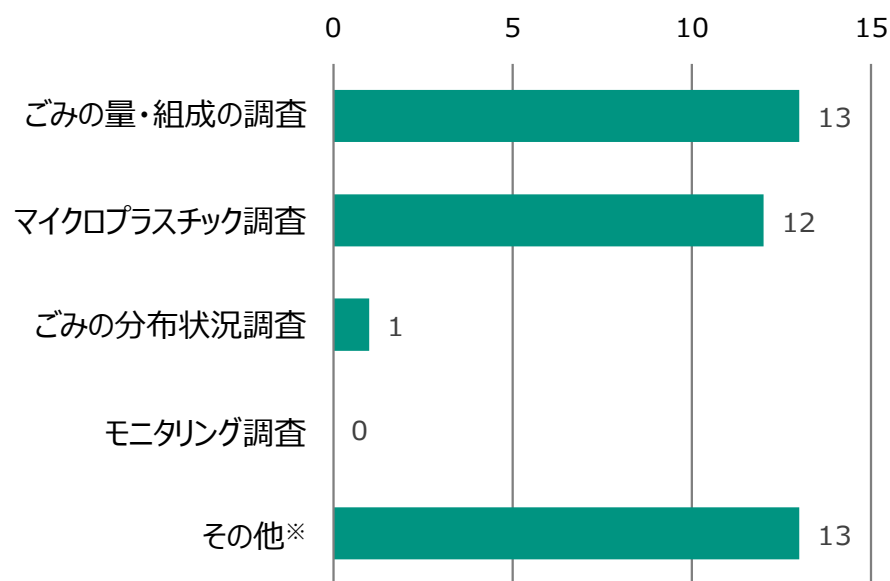
- 令和5年度実施、6年度実施予定
- 令和5年度実施なし、6年度実施予定
- 令和5年度実施、6年度未定
- 令和5、6年度実施なし
- 検討中



5. 海洋ごみ発生状況・原因の調査実施状況（法第22条）

- 調査件数はのべ39件で、ごみの量・組成の調査及びマイクロプラスチック調査が多く見られた。
- 調査結果の利用用途には、回収事業の効果検証や効果的な回収・発生抑制対策の検討にあたっての基礎資料、公表による普及啓発等が挙げられた。

主な調査内容（都道府県数、複数回答あり、「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づく調査を除く）



※ その他（抜粋）：

- 海岸及び河川両方での調査の実施
- 各選択肢にある調査内容を複数実施
- 水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）を用いた清潔度ランク判定
- 漂着物の種類別・国籍別の調査

調査結果の利用用途

- 漂着ごみ、河川ごみ、マイクロプラスチックやプラスチックの海洋への流出状況の実態把握
- 今後の海洋プラスチック汚染対策、海岸漂着物対策、マイクロプラスチック対策の検討
- 海洋環境保全対策、廃棄物対策、漁場保全対策の検討
- 漂着物の量を踏まえた対策の緊急度の判断
- 有害廃棄物の漂着状況調査の資料への活用
- 効率的・効果的な海ごみ回収・処理方法の検討
- 回収処理対策、削減対策の効果検証
- プラスチックごみの発生抑制対策の検討
- 調査結果の公表と環境教育、広報、普及啓発
- 市町村、河川事務所、関係機関への情報共有
- 消波ブロック内に入る前のごみの抑制対策の検討
- 河川ごみの発生抑制対策事例集の作成

6. 土地の所有者等への助言・指導（法第24条）

- 法第24条に基づき助言・指導を行った都道府県は1県、法第24条の規定にかかわらず助言・指導を行った都道府県は10府県であった（令和4年度：各1県、7府県）。
- 助言・指導の内容には、廃棄物の撤去、飛散防止の実施や清掃等が挙げられた。

助言・指導内容

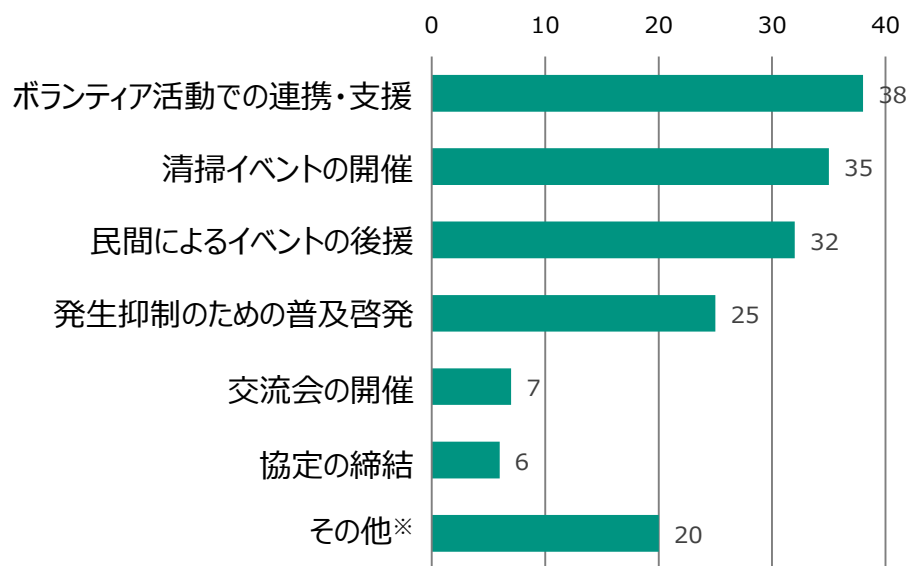
助言・指導状況	都道府県数・都道府県名	
法第24条に基づき、行った	1	宮崎県
法24条の規定にかかわらず、行った	10	茨城県、静岡県、三重県、京都府、奈良県、和歌山県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県
行わなかった	36	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、沖縄県
計	47	

- 市で処分することが困難な投棄物の撤去依頼
- 投棄の多い海岸への車の進入禁止対策の依頼
- 川や側溝の投棄物に対する、警察と共同での撤去、移動の指導
- 屋外に放置されている廃棄物、不法投棄物の撤去、適正処分の指導
- 廃棄物の多量排出事業所等への立入時における、適正管理の促進について指導・啓発
- 河川に流れ込まないように、清掃を行うよう依頼
- 不法投棄物の発見後、土地所有者を明らかにし、飛散等しないよう指導
- 住民に出水期前に家の周りを片付けるように助言
- 漁協に委託し、漁港において漁具等廃棄物が海域へ流出又は飛散することのないよう監視を実施
- 県と市合同で、林地残材等流出予見箇所の調査を実施

7. 民間団体等との連携（法第25条）

- 民間団体等との連携の内容は、「ボランティア活動での連携・支援」、「清掃イベントの開催」、「民間によるイベントの後援」が多く、昨年度と同様の傾向であった。

民間団体等との連携の実績（都道府県数、複数回答あり）



※ その他（抜粋）：

- ボランティア回収ごみの処理、漁港付近の海面清掃
- 地区保健委員による不法投棄対策事業の実施
- 環境シンポジウム開催
- 漁業者回収の漁網や漂流物、流木等の漂流ごみの処理
- 町内会、自治会や漁協への委託による海岸清掃・ごみ回収
- 一般企業による海岸漂着物の回収と清掃工場への搬入
- 地域での清掃活動への補助金
- 大学のプラごみ現存量推定の手法確立等の研究への協力

海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した者の表彰実績

表彰の実施状況		都道府県数・都道府県名
表彰した	5	富山県、静岡県、大阪府、香川県、大分県
表彰していない	42	上記以外の都道府県
計	47	

表彰者の活動内容

- 継続して地域の清掃活動、環境美化活動を実施
- 市内小中学生を中心に、ごみ減量に関する標語とポスターの募集を行い、啓発活動に活用する作品を優秀作品として表彰
- 水際ゴミを回収する清掃活動をほぼ毎日実施
- 多くの海岸で定期的に海岸清掃を実施し、地元のメンバーだけでなく、県内各所、大学生など幅広く参加者を募り、町の魅力発信と交流にも力を入れて活動を実施
- 30年間にわたり自主的にほぼ毎日漁港の清掃を実施

7. 民間団体等との連携-実施したい取組-（法第25条）

- 民間団体等との連携により今後実施したい取組として、住民と連携した清掃の実施、陸域ごみ対策や民間団体の支援、関係団体・事業者との連携による取組等が挙げられた。

民間団体等との連携により実施したい取組

【情報発信・発生抑制】

- 民間団体によるイベントや活動への後援等による支援
- 環境学習・小学校での出前授業の実施・拡充、住民参加型・若い世代が参加しやすい清掃活動イベントの実施
- マイクロプラスチックに関する啓発、地域住民等との連携を密にすることによる海岸清掃活動への意識向上の促進

【清掃活動】

- 海岸の清掃活動や海岸漂着ごみ回収活動、町内一斉のクリーンアップ活動、漁港海岸の清掃、海岸漂着物組成調査
- 散乱ごみ対策、散乱ごみの分布調査、河川から海域に流出する陸域ごみ対策
- 海辺のアクティビティー・観光と連携した海岸ごみ清掃、海洋レジャーにおいて海岸漂着物回収を行う団体への支援
- 現行の美化活動、ボランティアによる海岸清掃活動の支援の継続、連携する団体の拡大やより深い連携体制の構築
- 清掃活動や啓発活動を県下全域で実施できる体制の整備、県・市町・NPO・ボランティア団体等の回収活動を更に推進するための取組
- 漂着ゴミの資源化（埋め立て量の削減）

【プラスチック資源循環】

- 簡易包装の推進、市内事業所等と連携した使い捨てプラごみ削減
- プラスチックの使用量削減に係る消費者の行動変容を促す取組

7. 民間団体等との連携-課題-（法第25条）

- 民間団体等との連携による取組の実施にあたっての課題として、補助金の活用を含む財源の確保や海岸清掃により回収したごみの処理、無関心層への啓発等が挙げられた。

民間団体との連携した取組の実施にあたっての課題

【財源確保】

- 事業実施における予算確保、普及啓発に活用できる補助金が無い、ごみ回収イベントの費用も補助対象としてほしい
- 海岸に漂着した漁業用ロープ・発泡・廃プラ等の処分費用が課題

【清掃活動・ごみ処理】

- 回収後の処理が課題、国や県の管理地を民間団体が自主的に清掃した際のごみ処理方法が課題
- ボランティアによる海岸清掃で回収されたごみについて、市主催イベント以外は海岸管理者による対応をお願いしたい
- 大型流木等については人力では撤去することが困難であるため、重機購入に対する支援を求める声が多く寄せられている
- 関連団体から、海岸においても「リバーフレンドシップ制度（河川美化活動に関する静岡県実施事業）」のような行政からの支援が欲しいとの要望がある
- 陸域からの収集が難しい場所の漂着物の撤去
- 事業を実施する場合の保険や危険負担

【普及啓発・連携】

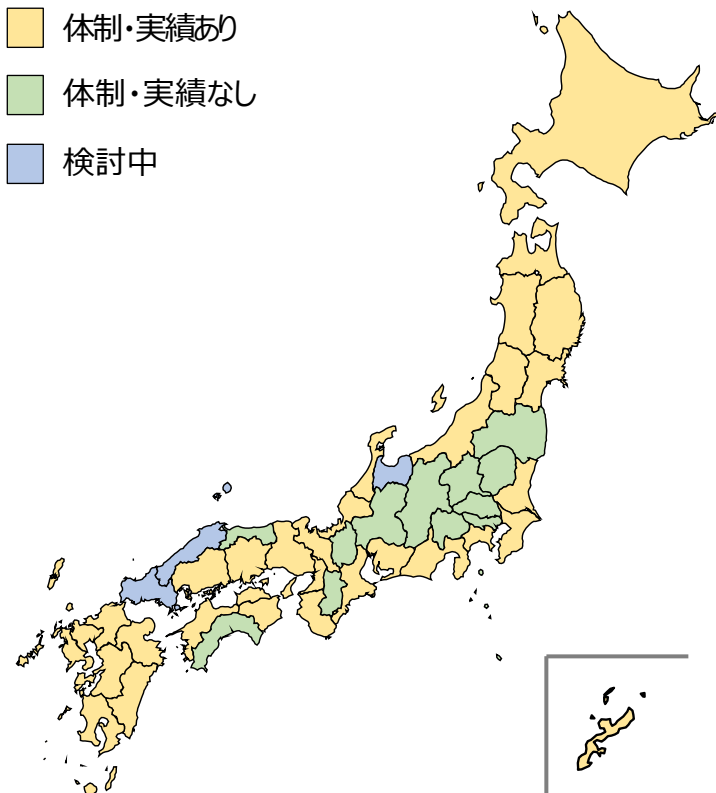
- 海に面していない町のため漂着ごみ啓発に繋がり難い
- 民間団体の熱意ある後継者が不在、ボランティア団体の高齢化
- そもそも清掃活動に関心のある人しか参加しないため、当時者意識のない県民や企業等を引き込むことが必要

8. 漁業者の協力による海洋ごみ回収・処理の推進体制（法第25条）

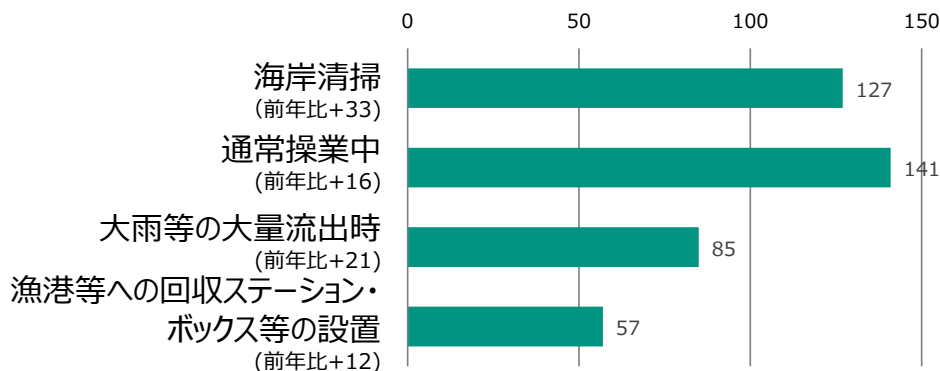
- 漁業者との協力による海洋ごみ回収・処理の体制又は実績がある都道府県は32道府県であった（令和4年度：33道府県）。
- 漁業者によるごみ回収の取組数は昨年度よりも増加傾向が見られた。

整備状況	都道府県数・都道府県名	
体制・実績あり	32	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
検討中	3	富山県、島根県、山口県
体制・実績なし	12	福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、鳥取県、高知県、
計	47	

- 体制・実績あり
- 体制・実績なし
- 検討中



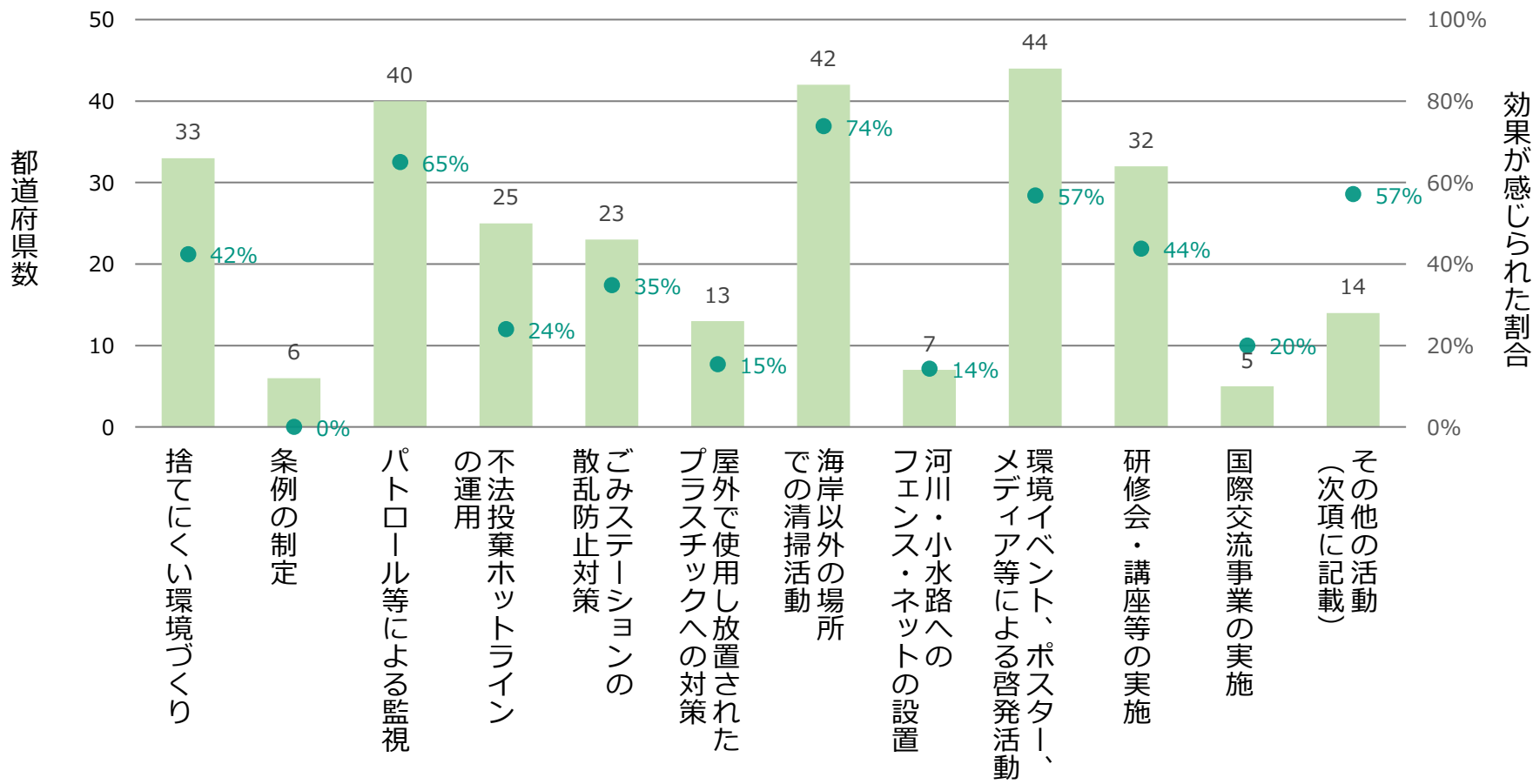
漁業者によるごみ回収の取組（全事業の合計件数、複数回答あり）



9. 発生抑制対策（法第23条、第26条、第27条）

- 発生抑制対策の実施件数は、「環境イベント等の啓発活動」、「海岸以外の場所での清掃活動」、「パトロール等による監視」が多く、昨年度と同様の傾向であった。
- 効果が感じられた割合が高かった対策は、実施件数の多い3つの対策であった。

「発生抑制対策」の実績（複数回答あり、割合は実施自治体数に対する効果が感じられたと回答した自治体数）



9. 発生抑制対策 -その他の活動- (法第23条、第26条、第27条)

- 発生抑制対策の「その他活動」として、海岸清掃に対する支援、子供への環境教育、啓発物の活用や情報発信等が挙げられた。

自治体	その他の活動の内容
岩手県	ポイ捨て・不法投棄禁止看板の設置
宮城県	中心市街地において「ポイ捨て禁止」横断幕の掲出
秋田県	多くの市町村で住民等による河川の清掃活動に対し、ごみ袋の配布や回収したごみの処分等の支援
神奈川県	夏の海水浴場や河川敷にバーベキュー等で来訪する県民や観光客に対して、ごみ持ち帰りの呼びかけを実施
福井県	清掃ボランティア団体へのごみ袋等の支給による活動の支援
岐阜県	岐阜県清掃活動ウェブページ「クリーンアップぎふ～海まで届け清流！～」の運営
三重県	啓発グッズの配布
京都府	学校・教育委員会と連携した環境教育の実施
兵庫県	海洋ごみエコアートの展示、海洋ごみ啓発物の作成
広島県	SmaGOの運用
徳島県	次世代を担う子供たちに清掃活動と環境学習プログラムを組み合わせた発生抑止対策事業を実施
香川県	市ホームページでの不法投棄情報の発信
愛媛県	環境教育・学習
佐賀県	漁港内へ漂着ゴミが流入するのを防ぐためオイルフェンスを設置
沖縄県	回収事業に参加した住民への、昨年度の島内での回収事業で確認されたペットボトルの生産国や、種類別の回収量、沖縄県で実施した沖縄県全体の漂着物の状況について説明

9. 発生抑制対策 -得られた効果- (法第23条、第26条、第27条)

- 発生抑制対策で得られた効果として、環境意識の醸成・向上や環境改善・不法投棄の抑止、関係団体との連携強化等が挙げられた。

発生抑制対策で得られた効果

- 啓発イベント等の普及啓発の実施による県民の意識改革・意識醸成・知識の普及
- 環境イベントによる内陸部での発生抑制対策、内陸における捨てにくい環境づくりが促進
- 海洋プラスチック問題の現状認識やリデュースやリサイクルに対する意識啓発
- 海岸清掃活動への参加者の増加、参加者等の環境美化に対する意識の醸成、海岸利用者の環境意識の向上
- 海ごみ問題を身近な問題と捉え、使い捨てを見直すなど自らの行動で海ごみを減らせることの都民の認識醸成
- 海岸清掃による海洋ごみの回収、河川流域のごみの回収による海洋へのごみの流出の抑制
- 若者との共創による海洋プラスチックごみ削減に向けた取組の機運醸成
- プラスチック代替製品の製造業者、販売事業者及び使用者のマッチング
- 海岸環境の保全と景観美化への寄与、内陸部の環境美化、漂着ゴミ流入被害の防止
- 不法投棄禁止看板の設置や不法投棄防止パトロール等による抑止効果、不法投棄認知件数の減少
- 清掃活動が活発な（ごみの発生頻度が多い）場所の把握と啓発
- 効率的な実態の把握、不法投棄の発生多発場所の特定、不法投棄物の早期撤去
- プラ製レジ袋の提供禁止条例により使い捨てのシステムを見直すルールを作り、消費者のライフスタイル変革の契機を創出
- ボランティア活動の活性化、関係団体等との連携強化、自発的かつ継続的にごみ回収活動を実施する体制の構築
- ごみ集積場のネット設置によるごみの飛散の減少、良好な生活環境の維持、ナッジを活用した分別回収の促進

9. 発生抑制対策 -検討課題- (法第23条、第26条、第27条)

- 発生抑制対策の課題として、全般及び清掃活動の観点からは、海ごみ問題への取組の継続や清掃活動の効果検証が難しいこと、清掃活動の担い手不足等が挙げられた。

発生抑制対策における検討課題

【全般】

- 海ごみ問題の認知度向上、取組の拡大と継続
- 取組への参加人数の拡大、有志の参加であり強制は難しい
- 地域間での連携（特に上流部との連携）、漁業関係者の協力
- 効果が薄い又はまったく無い地域の存在
- プラスチック代替製品の価格が高い、希望する製品がない

【清掃活動】

- 河川ごみの回収による海岸漂着物発生抑制効果の検証方法がない
- 漂着ごみの減量に対して効果が薄い、海洋ごみの削減効果が見えにくい
- ごみ発見が困難な箇所が存在、人の立ち入りの難しい場所については漂着物の回収ができていない
- 回収したごみの処理又は処理費用、漁具等の処理困難物についての町や団体の処理費用負担
- 高齢化による参加者の減少、担い手の不足
- 海岸漂着物以外のごみが捨てられている、河川沿いのポイ捨てごみが多い
- ボランティア清掃ルールの周知徹底、活動に乗じた家庭ごみ等の廃棄
- 河川、水路等内陸からのごみの流出対策
- 市街地での清掃活動におけるごみの仮置き場所の選定が困難

9. 発生抑制対策 -検討課題- (法第23条、第26条、第27条)

- 発生抑制対策の課題として、普及啓発及び不法投棄・散乱ごみ対策の観点からは、普及啓発の検証・定量評価が困難であることや不法投棄の防止が困難であることが挙げられた。

発生抑制対策における検討課題 (続き)

【普及啓発】

- 広報啓発事業の効果の検証方法がない、発生抑制対策の定量的な評価が困難
- 住民への発生抑制の更なる周知、効果的な抑制対策の検討
- 内陸県の県民や無関心層への効果的・継続的な普及啓発、住民・内陸側の県民への意識改革・行動変容の促進
- 環境美化監視員による啓発活動における啓発対象の限定
- 環境保全に対する継続的な学習機会の提供
- 事業に参加していない県民に対するプラスチックごみ問題に係る普及啓発・広報

【不法投棄・散乱ごみ対策】

- 内陸部における散乱ゴミ対策のより一層の推進、内陸での効果的な不法投棄対策
- 投棄防止のための効果的な啓発方法の検討
- 看板設置による啓発では高い効果が得られない
- 河川敷等へのゴミのポイ捨てや不法投棄が後を絶たない、ペットボトルやビニール製品などのポイ捨ての防止が困難
- 土地管理者による自己の所有、管理する土地の現状把握と適正管理の意識向上
- ごみステーション未整備地区への普及、分別の徹底、排出者のマナー改善
- 監視カメラの効果的な設置場所の検討が必要になっている
- 監視カメラの設置・管理やパトロールにおける人員の不足・拡充困難

9. 発生抑制対策 -今後実施- (法第23条、第26条、第27条)

- 今後実施したい発生抑制対策として、廃棄物散乱・流出防止対策のほか、関係者等と連携した普及啓発や使い捨てプラスチック削減等が広く挙げられた。

今後実施したい発生抑制対策

- 海岸漂着物組成調査地点の追加
- 漁業者向けの普及啓発、海岸のゴミで多い漁具等の適正処理の周知
- 漁業系プラスチックごみ（特にかき養殖由来）の流出防止対策
- 中学校への環境教育、教員や内陸の県民と清掃ボランティアをつなげるセミナー、海岸漂着物問題に着目した映画鑑賞
- 不法投棄防止のための監視体制の強化や市公式SNS等を活用した啓発、草刈り等によるごみの捨てにくい環境づくり
- 陸域部における散乱ゴミ対策、ごみステーションの散乱防止対策の強化
- 河川につながる用水路等へのごみ回収ネット等の設置
- ボランティア活動への支援、ボランティア清掃申請者への丁寧な説明
- 清掃体験プログラムの提供など体験型の取組、ごみ拾いSNS「ピリカ」を活用した取組
- 関係部局と連携した発生源別（生活系、農業系、漁業系）の対策
- 簡易包装の推進、市内事業所等と連携した使い捨てプラごみ削減事業
- 県内外の観光客やレジャー客に対する啓発、環境イベント・ポスター・マスメディア等を活用した啓発活動
- ワンウェイプラスチックの削減（マイボトル運動推進や素材代替に係る取組の支援）、プラスチックの代替素材等の社会受容性を高める取組
- 瀬戸内オーシャンズXでの連携による海洋ごみ対策
- 内陸市町村と連携した発生抑制対策、内陸の県民向けの海岸での清掃体験

10. 地方公共団体間の連携 -取組実績-

- 地方公共団体間の連携により実施した取組として、都道府県間、市町村間、流域自治体等における、一斉清掃普、普及啓発イベント、発生抑制対策や広域での活動主体（協議会等）における活動等が挙げられた。

令和5年度において実施した取組

- 大雨後に海岸に漂着したカヤの回収（宮城県）
- マイクロプラスチック調査体験ツアー参加者の茨城県での海岸清掃への参加及び茨城県環境アドバイザーによる海岸漂着物対策レクチャー（群馬県・茨城県）
- 処理困難物について管理者である千葉県で設置する保管場所への運搬、処理困難物以外の収集運搬及び処分（千葉県、県内自治体）
- 上流域の県と連携した清掃活動やオンラインイベントの実施（富山県・岐阜県）
- 沿岸域の自治体が連携して小学校児童を対象に環境イベントを実施（石川県内自治体）
- 海岸を清掃するイベントを実施（神奈川県・県内自治体）
- 浜名湖の水をきれいにする会として、浜名湖プラスチックごみ学習会を開催（静岡県内自治体）
- 「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」の策定、国への提言提案、啓発物品の共同購入（愛知県・岐阜県・三重県）
- ごみの実態調査や清掃活動（三重県内自治体）
- 漂着ゴミ組成調査（京都府）
- 府と流域12市等で構成する寝屋川流域協議会において、河道内のごみ対策（発生源対策、清掃活動の支援等）を実施（大阪府）

10. 地方公共団体間の連携 -取組実績-

令和5年度において実施した取組（続き）

- スポGOMI大会の開催（和歌山県内自治体）
- 河川流域での発生抑制事業（島根県内自治体）
- 流域市町村同士で連携し、普及啓発イベント等を実施（岡山県・県内自治体）
- 「GSHIP 会員連携 海岸一斉清掃事業、4県合同！清掃活動及び交流会」等の瀬戸内オーシャンズXにおける活動（広島県、岡山県、愛媛県、香川県）
- 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃（日本海沿岸の日韓8県市道が連携した一斉清掃を実施）（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県）
- 「瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク」における事業（瀬戸内海沿岸府県）
- 連携した漂着ごみ回収事業やSNS等を活用した陸域由来の海洋ごみ削減啓発（愛媛県）
- 都市圏内5市で連携した「河川流域等一斉清掃」を実施（福岡県内自治体）
- 伊万里湾環境保全対策協議会において環境保全に関する啓発資材を配布し、市民等の意識向上を図った（佐賀県）
- 県産業資源循環協会主催で「不法投棄防止啓発キャンペーン」を市町村及び事務所で実施（宮崎県内自治体）
- 河川クリーンアップ作戦（沖縄県内自治体）

10. 地方公共団体間の連携 -今後実施-

- 今後実施したい地方広報団体同士の連携した取組として、発生抑制対策や普及啓発活動の実施、情報共有等が広く挙げられた。

今後実施したい取組

- 流域圏（茨城県、千葉県）との交流を踏まえた県民への啓発活動（群馬県）
- 河川につながる用水路等へのごみ回収ネット等の設置（千葉県内自治体）
- 内陸部と沿岸部で連携した取組（神奈川県）
- 隣接、流域圏での清掃活動（福井県）
- 「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づく愛知県、三重県、名古屋市協働の発生抑制対策（岐阜県）
- 漂着ごみの原因となる海洋へのごみ投棄の抑制（静岡県）
- 広域計画に基づく調査・研究による実態把握、発生抑制対策の推進、多様な主体間の連携の確保（愛知県）
- 県境を越えた調査、多様な主体と連携したイベント、調査結果を活用した特定のごみや製品を対象にした発生抑制対策（三重県）
- 広域的な普及啓発・清掃イベント・環境教育等（京都府内自治体）
- 今後も他の地方公共団体との情報共有（大阪府）
- 各 1 級河川流域での発生抑制事業（江の川流域、斐伊川流域）（島根県）
- 瀬戸プラネットや瀬戸内オーシャンズ X などの広域連携の枠組を活用したプラスチックの使用量削減など発生抑制に係る取組、県内市町統一キャンペーン（清掃・啓発イベントなど）（広島県）
- 県単独での対策では不十分な海洋プラスチックごみへの対応の実施規模を拡大して推進（香川県）

10. 地方公共団体間の連携 -今後実施-

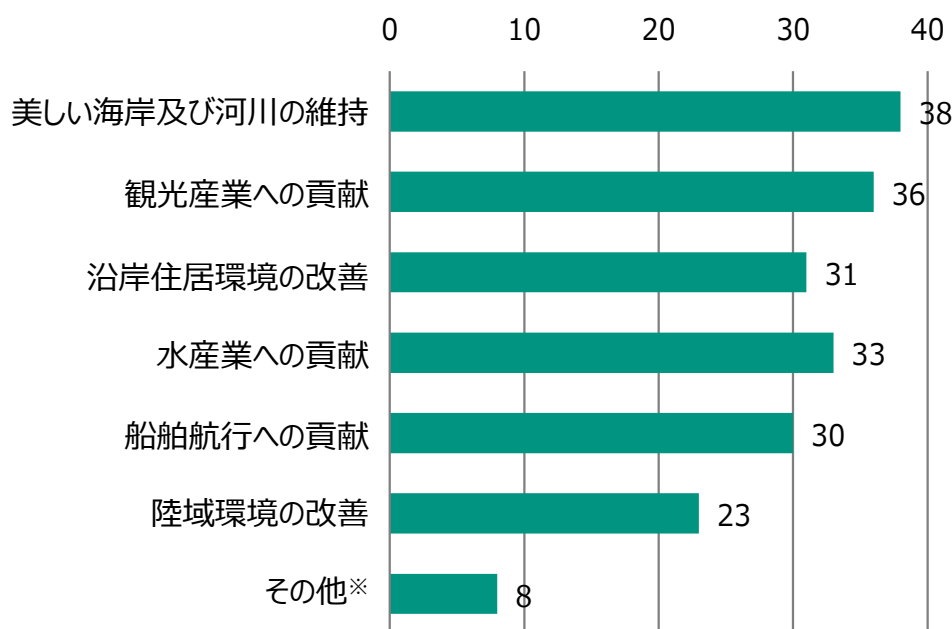
今後実施したい取組（続き）

- 美しく豊かな瀬戸内海を守るため、情報を共有し、漁業関係者等も巻き込んだ回収・発生抑制対策の実施（愛媛県）
- 福岡都市圏内で連携した海洋ごみ問題の啓発、建設管理部局(河川管理)との情報連携等（福岡県内自治体）
- 河川に流出する恐れのある林地残材や荒廃山林について、森林担当部局へ情報提供し、その対応を毎年フォローアップする（宮崎県）
- 不法投棄の合同パトロール、処理困難物への対応についての事務的協議や処理業者の紹介等（鹿児島県内自治体）
- 各地方公共団体同士の連携を図るための意見交換を行い、限られた財源の中での漂着物の回収・処理方法についての工夫や知見を共有する講習会・研修会の開催（鹿児島県）

11. 補助金によって得られた具体的な効果

- 補助金によって得られた具体的な効果として、環境の維持・改善のみならず、観光産業や水産業への波及効果や普及啓発による住民の意識向上への寄与が挙げられた。
- この他、令和5年度においては、都道府県による漂着ごみ等調査（「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づく調査を除く）のおよそ6割、都道府県又は市区町村と漁業者との協力による取組のおよそ6割が、補助金を財源として実施されていた。

補助金により得られた効果



※その他

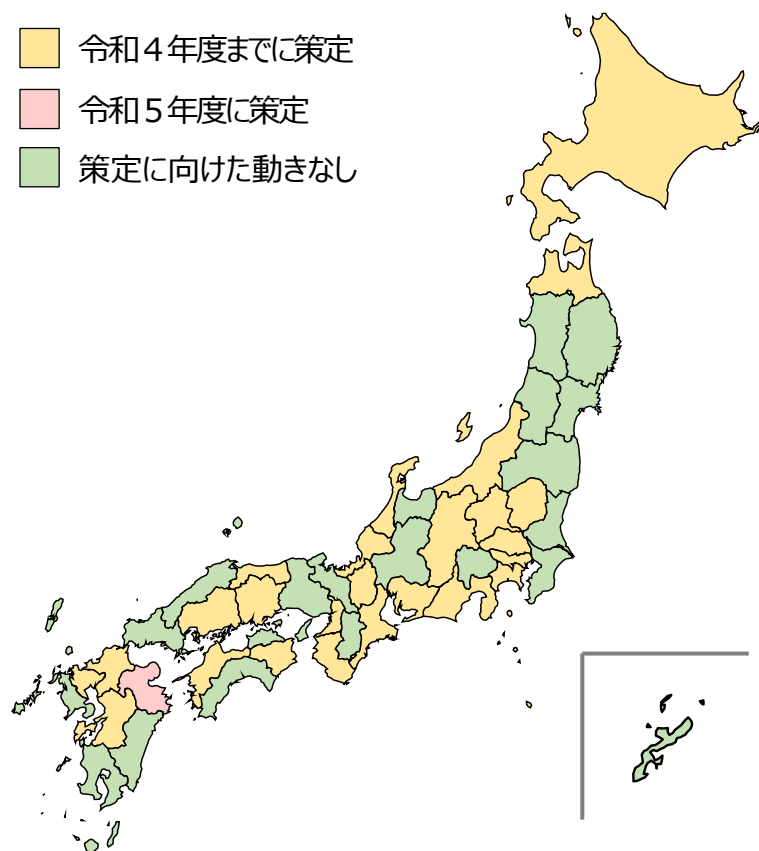
- マイクロプラスチック調査の実施・公表（群馬県）
- マイクロプラスチック調査体験ツアーの実施による啓発（群馬県）
- 海岸漂着物発生抑制対策、美化啓発による人々の美化意識の向上（神奈川県）
- 漁場環境の改善（新潟県）
- 県民のプラスチックごみ問題に対する意識の啓発（山梨県）
- 海洋ごみ問題の周知及び意識の醸成（岐阜県）
- アカウミガメの産卵及び産卵地の保全（静岡県）
- 内陸部での漂着ごみ問題に対する意識醸成、普及啓発（京都府）
- 海岸で行われる運動会（水上運動会）で、漂着物による怪我などがなくなる（沖縄県）

海洋プラスチック問題等に関する 各都道府県の方針と課題

12. 方針、計画、ビジョン、宣言等の策定・改定

- 令和5年度調査時点までに方針、計画、ビジョン、宣言等を策定・実施した都道府県は26都道府県であった（令和4年度調査時点：26都道府県）。
- 市区町村における宣言等の状況については、24都道府県が都道府県内で策定・実施している自治体を把握していると回答した。

宣言等の策定・改定	都道府県数・都道府県名	
令和4年度までに策定	25	北海道、青森県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県
令和5年度に策定	1	大分県
策定に向けて検討している	0	
特に策定に向けた動きはしていない	21	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、富山県、山梨県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県、島根県、山口県、香川県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
計	47	



13. 各都道府県からの課題、提案、要望

- 各都道府県からの課題、提案、要望として、補助金の継続及び増額、発生抑制対策事業への補助金対象の拡大等の要望や海岸漂着物の処理に関する課題等が挙げられた。

各都道府県からの課題、提案、要望

- 流木による漁業被害の対策が課題である（北海道）
- 回収・処理の補助金を市町村の希望額どおりに配分できない状況にあるため、必要な予算の安定的な確保を要望する（青森県）
- 海岸漂着物等となる前の発生抑制が最も重要であり、①「漁業者等が自主的に回収した漂流ごみ等」に対する定額補助について、「漂流ごみ等」に限定せず「海岸漂着物等」とすること、②海洋プラスチックの資源循環に関する知見の共有について、提案する（青森県）
- 海岸漂着物対策に専門的な知識を有する職員を各地方自治体に養成する人材育成研修を行っていただきたい（岩手県）
- 内陸部の住民を含めた発生抑制対策の観点から、政府広報等を活用して積極的に国から海洋プラスチック汚染防止に向けた情報発信をお願いしたい（岩手県）
- 海洋プラスチック汚染の主な発生源が諸外国にあることから、環境省と外務省が連携するなどして国際的な共通対策に向けた検討をお願いしたい（岩手県）
- マンパワーが限られているため、DXを活用して事務全般に関し自治体の事務負担を減らす方策を検討願う（岩手県）
- 補助金に係る必要予算の安定的かつ十分な確保（青森県・愛知県・山口県・鹿児島県）
- 補助金の拡充・増額（宮城県・東京都・神奈川県・徳島県・愛媛県）
- 問題なのは自然界で分解されない人工物である。人工物の素材を自然界で分解可能なものに変えていくのが最大の対策である（秋田県）

13. 各都道府県からの課題、提案、要望

各都道府県からの課題、提案、要望（続き）

- 林野庁は海岸管理者の部分でも、海岸管理者のいない海岸における占有者の部分でも海岸漂着物の処理責任（林野庁）があるにも関わらず、海岸漂着物対策に対して予算がついていないので、十分な回収処理を行うことができない（東京都）
- 従来の海岸清掃事業及び海洋ごみの発生抑制対策の拡充のため、補助金のすべてのメニューの補助率を10割に還元することを要望する（神奈川県）
- 各河川の橋脚や河床に流出待機流木があるが河川管理者は撤去を実施しない場合があるため、出水後は海岸に大量の大量の木が漂着する傾向にある（新潟県・静岡県）
- 発生抑制対策又は発生抑制事業のうち普及啓発事業を幅広く本補助金の対象にしていきたい（富山県・山梨県・岐阜県・兵庫県・島根県）
- 台風や大雨により土砂崩れが発生し河川から海に流木が流出することは仕方ないが、平常時でも河川内に流木が未処理で放置されている河川がある。流木の発生場所は河川ではないため、河川管理者も被害者かもしれないが、河川管理者で対応して頂きたい（静岡県）
- 基本的に地元住民等が主で清掃するのが良いが、高齢者が多いため厳しい現状がある（静岡県）
- 本施行調査について、地域環境保全対策費補助金の事業報告と重複している部分もあります。照会内容の精査をお願いします（三重県）
- 東海三県共同の「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、広域的な海洋ごみの発生抑制対策を推進するにあたり、引き続き、御支援等をお願いします（三重県）
- 発生抑制対策に係る補助率の引き上げを要望します（京都府）
- 河川からの流入ごみ対策について、引続き対策の推進を要望する（大阪府）
- 市町村において発生状況等の情報及び発生抑制対策に関する知識が不足している。また、市町村が運営する施設で処分できないごみの処理が多く、費用負担が大きい（和歌山県）

13. 各都道府県からの課題、提案、要望

各都道府県からの課題、提案、要望（続き）

- 清掃回収については海ごみ補助金も活用しながら取組を進めてきているところだが、発生抑制対策については自治体ごとや実証段階の取組にとどまっており、効果的な取組の社会実装・横展開に取り組む必要がある（広島県）
- 普及啓発に係る取組の効果検証方法について、優良事例があればご教示いただきたい（広島県）
- 河川や漁港等の施設については施設管理上支障がない場合、ごみが散乱・堆積していても清掃回収が行われない場合がある。こうした場所において、例えばボランティア等が回収したごみを自治体が無償で処理する場合には海ごみ補助金の充当を認めていただくなど、柔軟な対応をお願いしたい（広島県）
- 回収困難な離島の海岸に漂着している漁業系プラごみ（かき養殖、フロート）を効率的な回収手法があれば共有いただきたい（広島県）
- 海洋プラスチックごみ削減対策の推進として、流域圏の多様な主体が連携した海洋プラスチックごみ発生抑制対策への支援及び東アジア等の主な海洋ごみ排出国への対策に向けた要請等の強化（山口県）
- 漂流ごみ・海底ごみの処理への支援として、処理体制の確立に向けた取組への支援及び漁業者等による漂流ごみ・海底ごみ回収に対する支援（山口県）
- 陸上からアクセスしやすい海岸は、県民参加の清掃活動を広げていくことで対応できるが、離島の海岸はアクセス困難であり、継続的な清掃活動が行われていない。マイクロプラスチック発生抑制の観点からも早急な対策が必要である（香川県）
- 流木・木くずは一般廃棄物として扱うため受入処分できる施設が限られる。また、台風発生時に発生する漂着物の撤去について委託業者入札の不成立や不落のため回収が大幅に遅れることがある（宮崎県）
- 補助金の補助対象となる発生抑制対策について、具体的にどのようなものが対象となるのか事例の提示等（質疑応答集の更新等）をお願いしたい（福岡県・沖縄県）
- 費用対効果を上げるため、海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸管理者が収集した漂着物の処理は市町村が行うこととするとともに、その処理費用については交付税措置を行う等の制度にできないか（鹿児島県）
- 海岸漂着物対策に要する十分な予算の確保が課題である（沖縄県）

(参考) 海岸漂着物対策の概要

- 海岸漂着物対策に係る事業費は、全国で、**国庫負担 356千万円（うち漁業者 7 千万円）**、都道府県負担 137千万円（うち漁業者 1 千万円）、市区町村負担 6 千万円（うち漁業者0.7千万円）であった。
- 海岸漂着物回収量は、全国で **35千トン（うち漁業者 862トン）** であった。

海岸漂着物対策の概要（合計）

	令和 5 年度					
	清掃回数又は 事業件数	事業費（千円）				回収量（t）
		合計	国庫負担	都道府県負担	市区町村負担	
都道府県事業合計	6,530	3,023,500	1,683,333	1,307,322	8,136	18,637.8
うち漁業者	546	43,106	27,033	11,321	4,752	244
市区町村事業合計	7,295	2,616,573	1,885,592	70,932	660,049	17,103.5
うち漁業者	161	55,362	51,852	1,177	2,333	618
全国合計	13,825	5,640,073	3,568,925	1,378,254	668,184	35,741.4
うち漁業者	707	98,468	78,885	12,498	7,085	862

(参考) 海岸漂着物対策の概要

海岸漂着物対策の概要（都道府県事業・市区町村事業内訳）

(都道府県事業)					清掃回数又は 事業件数	事業費（千円）				回収量（t）	
						合計	国庫負担	都道府県負担	市区町村負担		
都道府県事業	国庫 補助事業	直営	漂着物事業	計画策定等		5	5,050	2,522	2,528	0	－
				回収・処理	全体	5,471	1,718,280	1,260,641	454,256	3,383	13,747.6
					漁業者	530	35,905	27,033	6,563	2,309	125.7
				発生抑制		109	361,481	262,575	98,907	0	4.3
			災害事業	回収・処理	全体	20	251,171	128,735	97,727	0	2,561.0
					漁業者	0	0	0	0	0	0.0
				その他		0	0	0	0	0	0.0
			その他	回収・処理	全体	0	0	0	0	0	0.0
					漁業者	0	0	0	0	0	0.0
				発生抑制		3	2,612	1,828	784	0	0.0
		民間団体補助	回収・処理	全体	0	0	0	0	0	0.0	
				漁業者	0	0	0	0	0	0.0	
			発生抑制		0	0	0	0	0	0.0	
	都道府県 単独事業	直営	回収・処理	全体	373	616,664	－	616,664	0	2,057.2	
				漁業者	16	7,201	－	4,758	2,443	118.0	
			発生抑制		1	5,300	－	5,300	0	0.0	
			民間団体補助	回収・処理	全体	1	1,292	－	1,292	0	24.0
		漁業者			0	0	－	0	0	0.0	
		発生抑制		1	18,543	－	18,543	0	0.0		
都道府県事業合計					6,530	3,023,500	1,683,333	1,307,322	8,136	18,637.8	
都道府県事業 漁業者合計					546	43,106	27,033	11,321	4,752	244	

(市区町村事業)						清掃回数又は 事業件数	事業費（千円）				回収量（t）
							合計	国庫負担	都道府県負担	市区町村負担	
市区町村事業（一部事務組合等を含む）	国庫補助事業	直営	漂着物事業	回収・処理	全体	5,139	2,227,296	1,693,721	44,794	488,781	14,373.7
				漁業者	144	52,955	50,150	1,177	1,628	599.5	
			発生抑制			71	146,368	114,822	4,801	26,746	9.2
			災害事業	回収・処理	全体	0	0	0	0	0	0.0
				漁業者	0	0	0	0	0	0.0	
				その他			0	0	0	0	0
			その他	回収・処理	全体	9	29,069	21,730	1,035	6,304	587.0
				漁業者	3	1,170	1,170	0	0	4.0	
				発生抑制			1	167	117	0	50
		民間団体補助	回収・処理	全体	3	7,051	3,350	1,005	2,696	3.4	
				漁業者	7	1,111	532	0	579	1.0	
			発生抑制			0	0	0	0	0	0.0
	都道府県補助事業 （国庫補助以外）	直営	回収・処理	全体	17	19,256	－	11,580	7,676	285.5	
				漁業者	0	0	－	0	0	0.0	
			発生抑制			0	0	－	0	0	0.0
		民間団体補助	回収・処理	全体	0	0	－	0	0	0.0	
				漁業者	0	0	－	0	0	0.0	
			発生抑制			0	0	－	0	0	0.0
	市区町村単独事業	直営	回収・処理	全体	1,775	118,776	－	6,540	112,236	996.2	
				漁業者	3	0	－	0	0	6.0	
			発生抑制			4	7,197	－	0	7,197	158.0
		民間団体補助	回収・処理	全体	103	5,799	－	0	5,799	67.9	
				漁業者	4	126	－	0	126	7.8	
			発生抑制			12	232	－	0	232	4.3
市区町村事業合計						7,295	2,616,573	1,885,592	70,932	660,049	17,104
市区町村事業 漁業者合計						161	55,362	51,852	1,177	2,333	618